

発議第 6 号

種子法廃止に伴い岡山県の取り組みが後退しないように
岡山県条例の制定を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和元年 7 月 9 日 提出

瀬戸内市議会議長 日下 敏久 様

提出者 産業建設水道常任委員長 室崎 陸海

（提案理由）

主要農産物種子法の廃止に伴い、現行の種子生産、普及の体制を活かし、優良な種子の安定供給及び品質確保の取り組みを後退させないために、岡山県独自の条例制定を求めるものである。

種子法廃止に伴い岡山県の取り組みが後退しないように
岡山県条例の制定を求める意見書（案）

一昨年通常国会で、主要農産物種子法（以下、種子法と呼ぶ）が廃止されました。

この種子法は、1952年、米など基本食糧の増産と改良のために、国や都道府県の品種改良と普及の公的役割を明確にした法律です。同法のもとで、都道府県と農業団体が協力し、地域にあった優良品種の開発と普及がなされ、生産者はもとより、豊富で安全な食糧を求める国民にとっても重要な役割を果たしてきました。

種子法の廃止により、都道府県のとりくみが後退し、食糧と種子の安定供給が損なわれ、食糧自給率が38%という危機的水準がさらに悪化することが危惧されます。また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」（以下、公共品種と呼ぶ）を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許が利用され、農家は高い種子を買わされ、消費者の農産物価格にも跳ね返ります。

岡山県は、中国地方でも最大の農業県ですが、米価の低迷や輸入農産物の拡大等で、農業経営は大変厳しい状況にあります。販売農家数は5年間に1万戸ずつ減少し、2015年には35,756戸となり、農業就労年齢も70歳を超え、65歳以上が約80%になり、田園の荒廃が進んでいます。

種子の安定供給が断たれ、高騰すれば、農業を続けることは、より困難になり、食料安全保障は崩壊します。それゆえ、山形・新潟・兵庫・埼玉・富山の5県は、種子の安定的な生産・供給体制を維持する条例を制定しています。また、北海道・福井・長野・岐阜・宮崎など5道県で、条例制定に向け動いています。

岡山県においても、県民への種子と食、農が守られ、農産物の安定的供給が確保されるように、要綱の基礎となる条例を制定することが求められます。

農業は本市の主要産業の一つであり、多くの市民が農業に係っております。また、県内でも多くの住民が農業に係わっています。県民の食料安定、種子を県民の共有財産として守り、次世代に引き継いでいくためにも、下記内容で、岡山県独自の条例を定めて頂けるよう、強く要望します。

【要望事項】

- 1、 主要農作物の種子生産・普及供給体制と人員・予算措置の確保を行うこと、並びに公共品種を安易に民間に委ねないよう、また、厳重な管理体制を講じる等を内容とした岡山県条例を制定すること。

令和元年 月 日

瀬戸内市議会

岡山県知事 様